

福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の体系・骨子の検討

事前資料 1

福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画		国・市の方針	都の方向性	福生市の課題	福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	施策の方向	施策
安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現	基本目標1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり ＜施策の方向＞ （1）相談体制・情報提供の充実 （2）権利擁護体制の確立 （3）障害福祉サービスの充実 （4）意思疎通支援の充実 （5）経済的支援の実施 （6）地域の安全と災害時想定した対応	【国の方針】 第5次障害者基本計画 概要 1．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止 ・委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 2．安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 3．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 4．防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 5．行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供 6．保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討	【都の方針】 東京都障害者・障害児施策推進計画 基本理念 基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現 基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現 基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現 ＜目標達成のための施策と取組＞ 施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進 1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組 【主な計画事業】 ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業 ・共生社会実現に向けた意識啓発推進事業 ・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 ・ヘルプマークの推進 ・精神保健知識の普及・啓発 ・福祉教育の充実 等 2 虐待防止等への対応 【主な計画事業】 ・障害者虐待防止対策支援事業 ・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施 ・成年後見活用あんしん生活創造事業 等 3 障害者への情報保障の充実 【主な計画事業】 ・情報バリアフリーに係る充実への支援 ・ユニバーサルコミュニケーションの促進 ・聴覚障害者への情報支援のための人材養成 ・手話のできる都民育成事業 ・福祉避難所情報伝達等支援事業 ・障害者の生活応援情報発信事業 等 4 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進 【主な計画事業】 ・パラスポーツの振興 ・障害者の文化芸術活動の発表の場提供事業 ・芸術文化へのアクセシビリティ向上 ・青年・成人期の余暇活動支援事業 等 5 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり 【主な計画事業】 ・鉄道駅総合バリアフリー推進事業 ・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 ・安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化 ・視覚障害者誘導用ブロック等の設置 ・視覚障害者用信号機、エスコートゾーンの設置 等 施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり 1 地域におけるサービス提供体制の整備 【主な計画事業】 ・グループホームの整備・運営の支援 ・障害者グループホーム体制強化支援事業 ・重度身体障害者グループホームの運営の支援 ・短期入所開設準備経費等補助事業 ・強度行動障害支援者養成研修 等	基本目標1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり （1）相談体制・情報提供の充実 ○障害のある人や家族が、身近な地域で必要な相談や支援を受けられるよう、相談支援体制を充実させる必要がある。障害者生活実態調査でも、相談内容を伝えにくいことや相談先が分からないことが困りごととして挙げられており、障害特性に配慮した情報提供や相談窓口の周知に努める必要がある。 ○本人の意思や希望を尊重した支援を進めるため、基幹相談支援センターを中心に、障害福祉、保健・医療、こども・教育、就労及び高齢分野の関係機関が連携し、継続的な支援につなげることが必要。 （2）権利擁護体制の確立 ○障害のある人が、地域で自らの意思に基づき安心して暮らし続けられるよう、意思決定支援を踏まえた相談支援や、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の権利擁護の取組を充実することが必要。障害者生活実態調査でも、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について、制度の内容を十分に知らない人が多くみられることから、制度の周知と利用につながる支援が求められる。 （3）障害福祉サービスの充実 ○障害のある人の高齢化・重度化、障害特性や家族構成の多様化を踏まえ、一人ひとりの生活状況や希望に応じて、居宅介護、生活介護、短期入所、計画相談支援等の必要なサービスを利用できる体制を確保することが求められる。 （4）意思疎通支援の充実 ○手話通訳者や要約筆記者の確保を図るとともに、コミュニケーション支援ボード、代筆・代読、ICT機器等の多様な手段を活用し、日常生活、行政手続、医療、防災等の様々な場面における情報取得や意思疎通を支援する必要がある。 （5）経済的支援の実施 ○障害のある人やその家族が、地域で安心して生活が続けられるよう、各種手当、年金、公的扶助等の経済的支援制度について、分かりやすい情報提供を行い、適切な利用につなげることが必要。 （6）地域の安全と災害時を想定した対応 ○災害時に障害のある人が適切に避難し、避難生活を継続できるよう、個別避難計画の作成・更新、避難行動要支援者への支援、福祉避難所の確保及び実効性の向上を進めることが必要。障害者生活実態調査でも、災害時に支援がなければ避難が難しい人や、避難時に支援してくれる人がいない人が一定数みられることから、平時からの個別避難計画の作成、地域とのつながりづくり及び避難支援体制の強化が求められている。	安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現	1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり	（1）相談体制・情報提供の充実	①継続的な相談支援体制の充実 ②相談支援事業の推進 ③精神障害者相談支援事業の充実 ④高次脳機能障害者相談支援の充実 ⑤基幹相談支援センターの充実 ⑥障害に配慮した情報提供の充実 ⑦障害福祉等サービスに関する情報提供の充実
	基本目標2 子どもの健やかな発育・発を支援するまちづくり ＜施策の方向＞ （1）障害の早期発見と障害児の療育支援 （2）切れ目のない障害児サービスの充実						（2）権利擁護体制の確立	①福祉サービス総合支援事業の推進 ②成年後見制度支援事業の周知・促進 ③成年後見制度法人後見支援事業実施の検討 ④障害者虐待防止センターの充実 ⑤障害児の虐待の防止等
					安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現	1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり	（3）障害福祉サービスの充実	①訪問系サービスの実施 ②重度身体障害児入浴サービスの実施 ③重度身体障害者（児）訪問入浴サービスの実施 ④補装具費の支給 ⑤おむつ等の助成 ⑥短期入所サービスの実施 ⑦サービス等利用計画の作成 ⑧デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業
							（4）意思疎通支援の充実	①手話通訳者の派遣 ②手話通訳者の養成 ③テレビ電話手話通訳サービス等の実施 ④中等度難聴児発達支援事業の実施
					安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現	1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり	（5）経済的支援の実施	①心身身障害者福祉手当の支給 ②特別障害者手当の支給 ③障害児福祉手当の支給 ④重度心身障害者手当の支給 ⑤特殊疾病患者福祉手当の支給 ⑥特別児童扶養手当の支給 ⑦児童育成手当（障害手当）の支給 ⑧公的扶助、年金、手当の周知 ⑨消費者相談室の実施
							（6）地域の安全と災害時を想定した対応	①救急通報システム事業の実施 ②住宅火災通報システム事業の実施 ③防災行政無線の聴覚障害者対応 ④T C Nによる火災等告知放送 ⑤避難行動要支援者の支援体制の整備 ⑥ヘルプマークの周知 ⑦災害時の避難行動等に関する周知 ⑧福祉避難所の確保と周知 ⑨救急医療情報キットの周知 ⑩施設のバリアフリー化 ⑪社会福祉施設等と地域の協力体制の整備
					安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現	2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり（福生市障害児福祉計画）	（1）障害の早期発見と障害児の療育支援	①乳幼児健康診査の実施 ②発育・発達支援につながる連携の推進 ③臨床心理士等の巡回相談の実施 ④児童発達支援の実施 ⑤教育・保育施設での障害児の受入れ ⑥保育所等訪問支援の実施 ⑦学童クラブでの障害児の受入れ ⑧放課後等デイサービスの実施 ⑨障害児相談事業の実施 ⑩児童館における障害児対象事業の実施 ⑪医療的ケア児に対する支援のための体制整備

福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画		国・市の方針	都の方向性	福生市の課題	福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系				基本理念	計画の体系	施策の方向	施策
安心・健やかに暮らせる人にやさしいノーマライゼーション社会の実現	（3）特別支援教育・インクルーシブ教育の推進	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実 ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ・障害のあることに対する支援の充実 8. 教育の振興 ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備 ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及 ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進 ・病気療養児への ICT を活用した学習機会の確保の促進 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援 ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり 11. 国際社会での協力・連携の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 ・障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信 【市の方針】 施策14 障害者（児）の生活を豊かにする施策推進の基本事業 33 障害者（児）の福祉の充実 障害があっても住み慣れた地域で生活できるよう、増加及び高度化するニーズに合わせた適切なサービスを提供することが求められています。 福生市では、障害者（児）が地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、生活介護サービス、共同生活援助サービス、放課後等デイサービス及び児童発達支援センターの運営などの各種事業が行われています。 今後も、障害者（児）に必要なサービスを提供するため、福祉人材の確保、事業者等との連携、相談支援体制の強化など、安定的な支援に取り組みます。 事業指標 計画相談支援件数 原状値（令和5年度） 146件 目標値（令和11年度） 223件	2 地域生活を支える相談支援体制等の整備【主な計画事業】 ・相談支援従事者研修 ・精神障害者地域移行体制整備支援事業 ・精神障害計画相談支援従事者等養成研修事業 ・障害児等療育支援事業 ・地域生活定着促進事業 等 3 地域移行の促進と地域生活継続のための支援【主な計画事業】 ・地域移行促進コーディネート事業 ・地域生活への移行及び定着の支援 ・特定相談連携機能強化支援事業 ・精神障害者地域移行体制整備支援事業 ・一般相談連携機能強化支援事業 等 4 保健・医療・福祉等の連携による支援体制【主な計画事業】 ・依存症対策の推進 ・区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 ・ペアレントメンター養成・派遣事業 ・区市町村高次脳機能障害者支援促進事業 ・心のサポーター養成事業 ・重症心身障害児等在宅療育支援事業 ・在宅レスパイト・就労等支援事業 ・重症心身障害児（者）通所運営費補助事業 ・強度行動障害支援者養成研修 ・障害者支援施設等支援力育成派遣事業 ・心身障害者（児）医療費助成制度 ・難病医療費の公費負担 ・小児慢性特定疾病の医療費助成 ・自立支援医療（更生医療・育成医療） 等 5 障害者の住まいの確保【主な計画事業】 ・グループホームの整備・運営の支援 ・障害者グループホーム体制強化支援事業 ・居住支援協議会 ・障害者单身生活サポート事業 ・民生・児童委員による地域生活の見守り ・重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業 等 6 安全・安心の確保【主な計画事業】 ・災害時要配慮者対策の推進 ・災害時こころのケア体制整備事業 ・社会福祉施設等と地域の協力体制の整備 ・グループホーム等防災対策助成事業 ・ヘルプマークの推進 ・障害者（児）施設の感染症対策推進事業 ・緊急ネット通報の整備 ・「消費生活情報」の提供 等	基本目標2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり （1）障害の早期発見と障害児の療育支援 ○乳幼児健康診査、子育て相談、保育・教育の場等を通じて、発達に関する心配やニーズを早期に把握し、保護者への相談支援を行いながら、適切な支援につなげることが必要 ○医療的ケア児や重症心身障害児とその家族が、地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、保育及び教育の関係機関が連携した支援体制を充実することが必要。障害児生活実態調査でも、保育園や学校での受入れ、通所支援の整備及び家族支援の充実を求める声が多くみられることから、一人ひとりの状況に応じた支援につなげることが求められる。 （2）切れ目のない障害児サービスの充実 ○子どもの成長に伴うライフステージの節目において、保健、医療、福祉、保育、教育及び就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を行うことが必要。 ○家族の就労、きょうだい児を含む家族の生活、保護者の心身の負担等にも配慮し、レスパイトを含む家族支援の充実を図ることが必要。障害児生活実態調査でも、保護者や家族が体調不良となった場合の通院や医療の継続に不安を抱く状況がみられることから、緊急時にも必要な支援につながる体制を整備することが求められる。 （3）特別支援教育・インクルーシブ教育の推進 ○障害の有無にかかわらず、子どもが地域の中で共に学び、育つことができるインクルーシブ教育を推進するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援及び合理的配慮を適切に提供することができる環境整備が必要。障害児生活実態調査でも、障害特性に応じた専門的な教育・指導や多様な学びの場の充実を求める声がみられることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることが求められる。 ○保育所、幼稚園、学校、学童クラブ、放課後等デイサービス等が連携し、子どもの特性への理解を深めるとともに、必要な支援に関する情報を共有することが必要。			（2）切れ目のない障害児サービスの充実	①継続的・計画的な支援体制の充実 ②関係機関との連携による支援体制の充実
	基本目標3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり						（3）特別支援教育・インクルーシブ教育の推進	①特別支援教育の充実 ②交流及び共同学習の充実
	＜施策の方向＞ （1）障害の理解と合理的配慮の推進 （2）社会参加の促進 （3）外出支援施策の推進 （4）就労の支援・促進						（1）障害の理解と合理的配慮の推進	①理解を深めるための啓発の推進 ②学校教育における福祉教育の充実 ③社会教育における福祉教育の充実 ④障害者施設授産品販売の支援 ⑤当事者会・家族会の活動の支援 ⑥「心のバリアフリー」の推進
							（2）社会参加の促進	①優先調達法の活用 ②手話通訳者の配置 ③図書等宅配サービスの実施 ④障害者青年学級の実施 ⑤スポーツ・レクリエーション事業の実施
						3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり	（3）外出支援施策の推進	①福祉バスの利用促進 ②自動車運転教習費の助成 ③自動車改造費の助成 ④タクシー費用の助成 ⑤自動車ガソリン費用の助成 ⑥同行援護の実施 ⑦移動支援の実施 ⑧行動援護の実施
							（4）就労の支援・促進	①就労支援事業の実施 ②障害者就業・生活支援センターとの協働推進 ③障害者雇用への理解の促進 ④就労移行支援の実施 ⑤就労定着支援の実施 ⑥職場体験実習の実施
	基本目標4 障害のある人の地域生活の基盤づくり						（1）日中活動の場の確保	①生活介護の実施 ②就労継続支援の実施 ③日中一時支援の実施 ④地域活動支援センター事業の実施
	＜施策の方向＞ （1）日中活動の場の確保 （2）居住の場の確保 （3）保健・医療サービスの充実 （4）地域移行・地域定着の支援と促進						（2）居住の場の確保	①グループホームへの支援 ②住宅設備改善費給付事業の実施
							（3）保健・医療サービスの充実	①自立支援医療（更生医療費）の助成 ②自立支援医療（精神通院医療費）の助成 ③自立支援医療（育成医療費）の支給 ④小児精神障害者入院医療費助成 ⑤精神保健対策の充実
						4 障害のある人の地域生活の基盤づくり	（4）地域移行・地域定着の支援と促進	①関係機関のネットワーク構築 ②地域移行の支援 ③地域定着の支援 ④自立生活援助の実施 ⑤福祉サービス充実のための研修参加 ⑥ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保

福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画		国・市の方針	都の方向性	福生市の課題	福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	施策の方向	施策
		・就学支援など、社会全体で障害に対する理解を深めていくことが必要となります。 そのため、障害者の就学・就労、地域での活動及び社会参加を推進する施策の充実、障害者理解の啓発などが求められています。特に、就労に関しては、就労継続が課題の一つとなっており、就労中のモニタリング、相談支援体制の強化が重要となります。 福生市では、今後も障害者の自立に向け、障害者自立生活支援センター「すてっぷ」による社会参加や就労に関する相談支援、児童発達支援センターによる相談対応及び発達障害児の就学支援など、障害者（児）が社会参加に取り組めるよう、機会や場の提供に努めます。 事業指標 就労継続支援サービス利用者数 原状値（令和5年度） 144人 目標値（令和11年度） 184人	3 職業的自立に向けた職業教育の充実 【主な計画事業】 ・特別支援学校における就労支援 等 施策目標Ⅳ いきいきと働ける社会の実現 1 一般就労に向けた支援の充実・強化 【主な計画事業】 ・区市町村障害者就労支援事業 ・障害者就業・生活支援センター事業 ・精神障害者就労定着支援事業 ・障害者雇用等理解促進事業 ・障害者就労支援人材育成事業 等 2 福祉施設における就労支援の充実・強化 【主な計画事業】 ・工賃向上計画の推進 ・就労継続支援B型事業所における工賃向上支援事業 ・共同受注窓口の運営支援 ・福祉施設等における就労支援人材の育成 等 施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保及びDXの活用 1 障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実 【主な計画事業】 ・福祉人材センターの運営事業 ・障害福祉サービス等人材確保・職場環境改善等事業 ・障害福祉サービス等職員キャリアアップ支援事業 ・障害福祉サービス等職員研修事業 ・障害福祉サービス等事業所への専門家派遣事業 等 2 障害福祉サービス事業所におけるDXの活用 【主な計画事業】 ・障害福祉サービス等事業所におけるICT導入支援事業 ・障害福祉サービス等事業所におけるDX推進リーダー育成支援事業 ・障害福祉サービス等事業所における業務効率化支援事業 ・障害福祉サービス等情報公表システムの活用 等 3 障害特性に応じた支援のための人材の確保と養成 【主な計画事業】 ・強度行動障害支援者養成研修 ・障害者支援施設等支援力育成派遣事業 ・重症心身障害児（者）施設における看護師等の人材確保・養成 ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修 ・医療的ケア児等支援者養成研修 ・発達障害者支援に関する人材育成 ・聴覚障害者への情報支援のための人材養成 等	基本目標3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり （1）障害の理解と合理的配慮の推進 ○市民、地域団体、事業者、学校等が、障害のある人との交流や学びを通じて障害への理解を深めるとともに、障害特性や本人の意向に応じた合理的配慮を進め、日常の中で配慮や支え合いを実践できる地域づくりが必要。障害者生活実態調査でも、学校における福祉教育の充実や、地域の人々との交流機会の充実を求める声がみられることから、障害のある人と地域の人々が相互に理解を深める機会の充実を図ることが求められる。 （2）社会参加の促進 ○障害のある人が、本人の興味や希望に応じて、文化芸術、スポーツ、学習、地域活動、当事者活動等に参加し、地域とのつながりや生きがいを持てる機会を充実させることが必要。障害者生活実態調査でも、利用しやすい施設や参加しやすい事業の充実を望む回答が多くなっている。 （3）外出支援施策の推進 ○障害のある人が、日常生活や地域活動、余暇活動に安心して参加できるよう、障害特性や生活状況に応じた移動支援を図るとともに、多様な移動手段を利用しやすい環境を整備することが必要。 （4）就労の支援・促進 ○障害のある人が、希望や能力、適性に応じて安心して働き続け、地域で自立した生活と社会参加を実現できるよう、就労準備、職場開拓、就労定着及び生活面を含めた一体的な支援を、関係機関が連携して進めることが必要。 ○福祉的就労においても、障害のある人が本人の希望や能力、適性に応じて働く場を選択し、働く意欲を生かせるよう、工賃の向上、受注機会の確保及び地域とのつながりを通じた社会参加を進めることが必要。				

福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画		国・市の方針	都の方向性	福生市の課題	福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系				基本理念	計画の体系	施策の方向	施策
				基本目標4 障害のある人の地域生活の基盤づくり （1）日中活動の場の確保 ○障害のある人の高齢化・重度化や多様化する支援ニーズに対応し、専門的な支援や医療的ケアを必要とする人を含め、本人の状態に応じて安心して通所し、日中活動に参加できる体制を整えることが必要。 （2）居住の場の確保 ○障害のある人の高齢化や重度化、単身生活への移行等に対応し、本人の希望や状態に応じて地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保と日常生活を支える支援を一体的に進めることが必要。 ○障害のある人が、本人の希望や状態に応じた住まいを選択し、地域で安心して暮らし続けられるよう、グループホーム等の居住の場の確保、居住支援及び日常生活を支える支援を一体的に進めることが必要。 （3）保健・医療サービスの充実 ○精神障害、発達障害、難病、重症心身障害、医療的ケア等、多様な障害特性や支援ニーズに対応し、保健・医療・福祉の連携を進めるとともに、地域で必要な支援を受けながら安心して暮らし続けられる体制を充実することが必要。 ○精神障害のある人が、地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、相談支援、住まい、日中活動及び就労を含めた包括的な支援体制を整備することが必要。 （4）地域移行・地域定着の支援と促進 ○障害のある人の地域移行・地域定着を支えるため、ヤングケアラーを含む家族の負担や孤立への対応を進めるとともに、家族だけに支援を委ねず、地域全体で生活を支える体制を整えることが必要。 ○障害者生活実態調査では、高齢の家族が主な支援者となっている状況や、支援者がいない人もみられることから、家族の負担軽減と孤立防止を図り、必要な支援につながる地域生活支援体制を充実することが求められる。				